せいひんひょうかぎじゅつきばんきこう しょうがい りゅう さべつ かいしょう 製品評価技術基盤機構における障害を理由とする差別の解消の すいしん かん たいおうようりょう 推進に関する対応要領

もくじ目次

だい じょう もくてき 第 1 条 目的

だい じょう ふとう きべってきとりあつか きんし 第2条 不当な差別的取扱いの禁止

だい じょう ごうりてきはいりょ ていきょう 第3条 合理的配慮の提供

だい じょう かんとくしゃ せきむ 第4条 監督者の責務

だい じょう ふくむじょう そ ち 第5条 服務上の措置

第6条 相談体制の整備

第7条 研修・啓発

だい じょう ほんようりょう かんりぶしょ 第8条 本要領の管理部署

か 則

別紙1 製品評価技術基盤機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領に係る留意事項

がっし そうだんまどぐち しゅい しゅい 別紙 2 相談窓口として指名する職名

もく でき (**目 的**)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年 法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本 方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本 方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、製品評価技術基盤機構職員 (非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、 障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その 他の心身の機能の障害(難病等により起因する障害を含む。)をいう。以下同じ。)を 理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に 相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙 1に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙 1 中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の 目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ。)。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の まかいてきしょうがいしゃ かいできしょうがいしゃ かいできしょうがいしゃ かいできしょうがいしゃ かいできしょうがいしゃ かいできしょうがいしゃ かいできしょうがいしゃ かいできしょうがいしゃ かいできしょうべい たっとして、社会的障壁の除去の はないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の 実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙1に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

だい じょう しょくいん かちょうそうとうしょくいじょう ち い まの い か かんとくしゃ 第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、

- 前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督 する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせる
- きん こうりてきはいりょ ひっょうせい かくにん ばあい かんとく しょくいん たい こうりてきはいりょ ていきょう 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供 できせっ おこな よこな を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に 対処しなければならない。

(服務上の措置)

第5条。職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、支は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、信用失墜行為、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当すると認められるときは、懲戒処分その他の措置に付されることがある。

(相談体制の整備)

- 第6条 製品評価技術基盤機構に、その職員による障害を理由とする差別に関する 障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる 相談窓口を別紙2のとおり指名する。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、 ・ プァックス、電子メールに加え、障害者が他人とうぎュニケーションを図る際に必要と なる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

だい じょう しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん はか しょくいん たい ほう きほんほうしんとう 第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基本方針等

- の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

(本要領の管理部署)

第8条 本要領を管理する担当課は企画管理部人事企画課とする。

が 則 (平成28.02.01評基第017号)

第1条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

前 前 (○○○)

第1条 この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

べっし 別紙 1

製品評価技術基盤機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応 要領に係る留意事項

だい ふとう きべつてきとりあつか きほんてき かんが かた 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付きない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、文は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、ジライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種をかいています。ではます。 でいきょう でいきょう きょなの 取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。製品評価技術基盤機構においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び製品評価技術基盤機構の事務、又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・を報的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

だい ふとう さべってきとりあつか れい 第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由が あるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。

なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに関られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- しょうがい 〇 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- 〇 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 〇 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンブレットの提供 等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 〇 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 〇 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由として、一律に来所の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害があることを理由として、一律に付添い者の同行を拒む。
- 〇 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- 〇 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を 行う。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

じっしゅう ともな こうざ じっしゅう ひつよう きぎょう すいこうじょうぐた いてき きけん はっせい みこ 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込ま

れる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する(障害者本人の あんぜんかくほ かんてん 安全確保の観点)。

- 〇 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う(行政機関の損害発生の防止の観点)。
- 〇 行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること(障害者本人の損害発生の防止の観点)。

だい こうりてきはいりょ きほんてき かんが かた第4 合理的配慮の基本的な考え方

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、「行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表別があった場合において、その実施に「性すう負担が過量でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう。
生がなるであり、障害者の権利利益をでであり、資害を支持を対している。 自理的配慮は、に対している。 自理的配慮は、に対している。 自理的配慮は、に対している 対している を求めている。 自理的配慮は、に対している 対している を求めている。 自理的記憶は、に対している 対している を求めている。 自理的記憶は、に対している 対している を求めている。 自理的記憶は、に対している 対している を受害 ある こととならないよう、 に対している に対している を受害 ないような に対している に対している を受害 ないものである。

2 合理的配慮は、製品評価技術基盤機構の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつ「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含

め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、菜軟に対応が応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応繁を障害者と職員が共にが考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者を人が社会的障壁を対話のの株式のの理解に努めることが重要である。例えば、障害者を人が社会的遺産のために普段講じている対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話ので、共和方のを対応に資するとが考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術ので、大学の方式を対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の企業展、社会に情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対して、は、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることにより、できまないまする。環境の整備を考慮に入れることにより、中・衰期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人と
コミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に多数のることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に指摘われる建築物の ばりアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」 を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性 が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが 重要である。

なお、製品評価技術基盤機構ウェブァクセシビリティ方針においては、製品評価技術基盤機構ウェブァクセシビリティ方針においては、製品評価技術基盤機構公式ホームページが、JIS X 8341-3:2016 に基づき多くの利用者に確実かつ正確に情報伝達されるよう、JIS X 8341-3:2016 の等級 AA に準拠することを目標としている。

だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かた 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- ままた じぎょう えいきょう ていど じ むまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ いな 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制 上の制約)
- O 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した内容はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に当たり得るものがあることに留意し、障害者の特性に配慮する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 〇 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスダー上げ等の補助をする、携帯スロープを 渡すなどする。
- 〇 配架棚の高い所に置かれたパンプレット等を取って渡す。パンブレット等の位置を分 かりやすく教える。

- 〇 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 〇 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 〇 イベント会場において障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- 〇 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じて トイレの個室※を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応 じて同性の職員が案内する。
- 〇 視覚障害のある方との衝突を避けるため、機構内での歩きスマボをしないこと、移動の妨げになるような執務室エリアのレイアウト(配線・備品等)にしないことなど、全職員が思いやりを持った行動を心がける。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- 〇 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号 等が異なり得ることに留意して使用する。
- 〇 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ (テキスト形式) で提供する。
- いしょつう ふとくい しょうがいしゃ たい え か どとう かつよう いし かくにん の 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 〇 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達 したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 〇 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体 できませるがいする。
- 〇 障害者から申出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また紙等に書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を前いたり、極が、中で名を前いたり、あなり、分かち書き(文を書くとき、語と語の間に空首を置く書き方)を行ったりする。
- 〇 パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、間りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。
- 〇 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 〇 会議の進行に当たっては、委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
- 〇 防災関係などの館内放送について遅滞なく聴覚障害のある方にその内容が伝わるように問りの職員が能動的に情報提供を行う。

るーる かんこう じゅうなん へんこう れい (ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- 〇 順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えたり、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替えたりする。
- 〇 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、それらに近い席を確保する。
- 〇 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 〇 製品評価技術基盤機構の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

- 〇 入館時に ICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 〇 障害者が多数で会議等に出席する場合は、使用するエレベーターを専用運転にする。
- 〇 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該 障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 〇 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者及びコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)の同席を認める。
- 〇 オブィスの中で固定席を持たず、業務の性質に応じて自在に場所を選んで働く ブリーアドレスを実施する場合には、障害者にとって負担になる可能性もあることから 一部で固定席を設ける等柔軟な対応を認める。
- 〇 職員向けのE-ラーニングテストを実施する際、障害者向けの問題を作成する等の 柔軟な対応を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び合理的配慮の提供 義務に反しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている 内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、 個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- 〇 障害者から、試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- 〇 障害者から、イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- 〇 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があっ

た場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。

〇 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや しょうがよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席 確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- 〇 障害者から、事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その 提供を断ること(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの 観点)。
- 〇 抽選申込みとなっている講座への参加について、障害者から、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)。
- 〇 イベント当日に、視覚障害のある方から職員に対し、イベント会場内を付き添って ジースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから 対応を断ること(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)。

べっし そうだんまどぐち しゅい しゅい はくめい 別紙 2 相談窓口として指名する職名

本所	きかくかんり ぶ じんじきかくかちょう 企画管理部人事企画課長
大阪事業所	きかくかんり ぶ ぉぉさかかんりしつちょう 企画管理部大阪管理室 長
せいひん あんぜん せんたー ねんしょう ぎじゅつ せんたー 製品 安全 センター 燃焼 技術 センター	製品安全センター燃焼技術センター長
^{きりゅうし} (桐生市)	
ばぃぉてくのぅぃ‐せゎた‐ き ^{ょらづし} バイオテクノロジーセンター (木更津市)	ばいぉてくのろじーせんたーけいかくかちょうバイオテクノロジーセンター計画課長
北海道支所	支所長
東北支所	支所長
中部支所	支所長
北陸支所	支所長
中国支所	支所長
四国支所	支所長
九州支所	支所長